

令和6年2月22日可決

学校体育館への空調設備の設置に係る補助事業の期間延長を求める意見書

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣
文部科学大臣

各あて

本年、1月1日に発生した能登半島地震においては、尊い人命が失われると共に、気候的にも大変厳しい時期である中、今なお避難生活を余儀なくされる方は少なくない。

本市においても、南海トラフ巨大地震等が想定されており、自助、共助の土台となる避難所の環境保全の重要性は高く、避難所として指定されている小学校においても、体育館が活用できるように早急な空調設備の設置が求められるところである。

現状では、学校体育館への空調設備の設置に係る補助事業として、緊急防災・減災事業債や、大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業（学校施設環境改善交付金）があるが、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間である令和7年度までとなっている。

本市では、小学校や避難所指定されている小学校跡地等を含めると約300校が対象となっており、全ての設置を完了させることは容易なことではない。

文部科学省がとりまとめた公立学校施設の空調設備設置状況を見ても、令和4年9月1日時点において、公立小中学校の体育館等への空調設備設置率は15.3%となっており、全国的に見ても低い状況にある。

よって国におかれては、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

1. 緊急防災・減災事業債の事業期間を延長すること
2. 大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業（学校施設環境改善交付金）の屋内運動場への補助率2分の1の期間延長をすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。